

# 多摩の地下水を守る会の紹介

## 1. 「多摩の地下水を守る会」がめざすもの

地下水は水道が普及する前から私たちの主たる水源として使われてきました。地下水は川の水などと違って、夏は冷たく冬は温かくとても使いやすい、水質がよい、そう、何といても「おいしい」。これらのことから、地下水は身近な飲料水源であり、最適な水道水源です。

東京都は多摩地区において毎日 40 万立方メートルの地下水を水道水源として使っています。日量 40 万立方メートルという量は多摩地区で一日に使われている水道水の 30%を占める量です。

しかしながら東京都はこの水道で用いている地下水源を「地盤沈下誘発の恐れがある、地下水汚染の問題がある」として、将来ともに安定して使える水源とはせずに、「地下水源は安定水源ではないから水源開発をして河川水に切り替える」という政策を掲げています。この政策がある以上、東京都は水道水源としての地下水を切り捨てる、つまり、東京都民はおいしい地下水を含む水道水を飲むことができなくなるのです。河川水に切り替えるとういうことは、どこかの河川に新たな水源を確保するというので、地域社会や自然を根底から破壊するダムなどの建設を必要とします。それが八ッ場ダム事業であり、霞ヶ浦導水事業です。

はたして、東京都において毎日使用されている地下水源は安定水源といえないのでしょうか。地域社会や自然を根底から破壊するダムなどを建設してまで河川水に切り替えなければならないのでしょうか。

今、1都5県では「不要な八ッ場ダム事業への出費を止めること、新規水利権確保を止めること」を求める住民訴訟も進んでいます。東京都は裁判の中で「多摩地区の地下水源は将来ともに使える安定水源としては扱えない。」としています。私たちは、八ッ場ダムの住民訴訟運動の人たちとともに、これは科学的根拠に乏しい主張であると考えています。

「多摩の地下水を守る会」は、2002年（平成14年）に発生した砂川町と西砂町の水道水源井戸での1,4-ジオキサン汚染問題（汚染が発見されたので揚水を停止する、つまり、水道水源として使わずに、汚染除去対策を講ずることなくそのまま放置しておく）をきっかけに、2003年（平成15年）6月、東京（多摩地域）の地下水に関心のある者が集まり発足しました。

本会がめざしていることは、「おいしい地下水を飲み続けたい。どうすれば飲み続けることができるのか。」にあります。むやみやたらと地下水をくみ上げよう、というのではありません。「地下水くみ上げによる湧水の枯渇や地盤沈下の誘発を未然に防ぎながら水道水源として利用し続けることは十分可能。そのための条例整備を！」それが本会のめざすところです。

## 2. これまでの活動経過

この目的を果たすために、私たちは地下水の現状を理解し、地下水の価値を再認識するとともに、継続的な利用を可能にするための対策を考えてきました。

2003年の本会立ち上げ時から2006年1月までは、1,4-ジオキサン汚染の解明、他の地下水汚染の事例研究（府中、羽村等）、1,4-ジオキサン汚染に関する東京都水道局や環境局へのヒアリング、各地で制定されつつある地下水・湧水等の保全条例の事例研究、東京都の水道事業や水道経営に関する学習、八ッ場ダムに関する学習や見学会への参加等の活動が主なものです。

2006年1月28日には昭島市役所市民ホールにて「地下水シンポジウム Part1～考えよう！多摩の地下水 現在(いま)と未来(あす)」を開催し、多摩地区の水道水源としての地下水の現状と課題、湧水の現状と課題を学ぶとともに、多摩地区における地下水・湧水と市民・行政とのかかわりについて紹介しあいました（詳しくは同シンポジウムの報告書をご覧ください）。そして後ろに掲載した宣言を採択しました。

2007年には多摩地区において地下水や湧水が市民の中で、あるいは行政の中で、どのように認識され、どのように扱われてきたのかを知るために、多摩地区すべての市町村（30市町村）にご協力願って、アンケート調査（地下水等に関する多摩各地域の状況調査）を行いました。

アンケート調査で、水に関する条例・要綱等を定めている自治体が11あるものの、条例等を制定して地下水・湧水の保全に努めている自治体は、あきる野市、小金井市、東久留米市、日野市の4自治体のみであること、などがわかりました。

2008年4月には、地下水保全条例を制定して水道水源を多く地下水に依存している神奈川県秦野市を訪ねました。そこで見聞したことは、市民と行政、企業が連携しながら、地下水を公水と位置づけ、その保全のための努力をしている事実でした。この見学会は私たちに大きな励ましとなり、第2回地下水シンポジウム開催のきっかけになりました。

秦野市は、いつまでも地下水を水道水源として利用できることを大きな目的の一つに据えた地下水条例を制定しています。そしてその条例が市民には勿論、企業にも受け入れられています。秦野市の地下水保全条例の第1条には次のように書かれています。

「・・・この条例は、秦野市民憲章(昭和44年秦野市告示第49号)において『きれいな水とすがすがしい空気、それは私たちのいのちです。』と定めた理念に基づき、及び地下水が市民共有の貴重な資源であり、かつ、公水であるとの認識に立ち、化学物質による地下水の汚染を防止し、及び浄化することにより地下水の水質を保全すること、並びに地下水をかん養し、水量を保全することにより、市民の健康と生活環境を守ることを目的とする。」

私たちは、秦野市地下水保全条例などの先駆事例に学び、東京都にも、地下水を水道水源として位置づけ、適正利用・地下水涵養・汚染対策・費用分担などを盛り込んだ地下水保全条例の制定を求めたいと思います。

#### 宣言文

近年、私たちの生活や生命に一番大切な”水”の循環が乱れ、湧水の減少、地下水の減少や汚染、大型ダムの開発、環境破壊へとつながっています。

足元の”水”を守っていくことは命の水の確保であり、環境の悪化に歯止めをかけていく大きな動きにつながります。多摩地域の地下水を飲み続けられるよう、次世代へつなげていくために、以下の事柄を呼びかけ、宣言します。

- 1) 地下水の実態に関心を持ち、地域の水循環を大切にします。
- 2) 深い地下水を大切にし、多元給水や雨水利用、節水等、地下水の適正利用と持続的利用の道を、真剣に考えます。
- 3) 浅い地下水を大切にし、湧水の保全を考えます。
- 4) 雨水浸透をはじめ、地下水の涵養への努力を継続します。
- 5) 過去の地下水汚染の教訓を生かし、地下水汚染問題に取り組みます。
- 6) 地下水を、正規の水道水源として位置づけるよう、求めます。
- 7) 地下水の保全を呼びかけ、都や各自治体に地下水保全条例の制定を求めています。

以上のために、私たちは今後とも多くの市民・行政・事業者の皆さんと情報を共有し地下水を、湧水を、水環境を、守っていきます。

2006年1月28日

多摩の地下水を守る会

代表 稲橋裕美子

### 3. 第2回シンポジウムの目的

秦野市が何故このような地下水保全条例を定めることができたのか、どのようにして地下水を水道水源として守り抜いてきたのか、この取組について秦野市の環境産業部地下水保全担当課長である津田信吾さんに紹介いただきます。

「東京に於いて、地下水の動態や地質構造はどうなっているのか、環境に悪影響を極力与えずに水道水源として地下水を使い続けることはできるのか。そのためにはどのような配慮が必要なのか」について学術的な知見の紹介を千葉大名誉教授新藤静夫さんにお願しました。

パネルディスカッションでは、多摩地区で「地下水を飲み続けたい」という想いで地下水を守る運動にかかわられている皆さんの活動報告を受けながら、津田さんと新藤さんの助言を受けて、東京で地下水を飲み続けるための課題とその克服について討議します。

このシンポジウムが私たちの目的とそれを実現する運動への励ましとなることを、そして東京都に「地下水保全条例」が必要であることが参加者の共通認識となることを期待します。

## アンケート調査の概要

ここには概要を記します。詳しくは「地下水等に関する多摩各地域の状況調査 報告書」をお読みください。  
下の表は 30 市町村の水道水の地下水のブレンド率（混入率）です。

### ◇アンケートの目的

地下水は地面の下を流れています。流れの下流はその上流の影響を受けます。例えば、小金井市の住民が一生懸命に雨水地下浸透をおこなうと、下流に流れ着き、三鷹市や調布市で効果が現れます。また、府中市西部で塩素有機溶剤汚染が発生すると同市の中部・東部、さらには、小金井市や調布市にまで汚染が拡散します。このように、地下水を正常に保全するには、市域を超えた広範囲での施策が不可欠です。

現在、地下水保全の施策はどうなっているのでしょうか。

地下水を質と量の両面にわたって保全する、ということ条項として含んだ条例を東京都は制定しています。そのような条例を制定している市もあります。しかしながら、地下水汚染対策として実効性のある条項、地下水湧養として実効性のある条項をもつ法律や条例は未だありません。

地下水を水道水源として使い続けながら保全するには、現実の状況をより正確に把握する必要があります。多摩地域の自治体が地下水についてどのような取り組みをしているのか、地下水をどのようにとらえているのか、などを把握することにしました。そのためには、地下水のみならず、各自自治体の水行政の実態、水環境の実態なども知っておく必要があります。

これらのことをすべて含めて、多摩地域のすべての自治体の首長あてにアンケートを送付し、回答を求めました。

地下水ブレンド率	
市町村名	04 年度
昭島市	100
羽村市	100
武蔵野市	71
小金井市	66
福生市	64
調布市	61
国分寺市	60
国立市	59
三鷹市	58
日の出町	46
府中市	40
立川市	39
西東京市	27
日野市	26
稲城市	25
あきる野市	19
小平市	17
武蔵村山市	13
東大和市	11
狛江市	11
東久留米市	9
多摩市	6
八王子市	4
町田市	3
瑞穂町	2
奥多摩町	0
清瀬市	0
青梅市	0
東村山市	0
檜原村	0

### ◇アンケートの実施

1. 2007 年 1 月 13 日付けで、多摩地区の全自治体（30 自治体）にアンケート依頼文と、アンケート本体を記録したフロッピーを送付
2. 全自治体から回答を得て集約したところ回答に濃密差が見られたため、2007 年 3 月 8 日付で、全自治体に対して集約結果を付して再依頼。
3. 全自治体からの再回答を得たのは 5 月下旬であった。
4. 再回答に基づき、再集約を開始。

### ◇アンケートの集約結果（概略）

多摩地区に実に多くの川や湧水のあることが分かった。涸れている湧水も多かった。

全回答をもとに、多摩地域の自治体の地下水を含めた水行政に対する傾向を見出そうとしたが、十分な成果は得られなかった。

「議会の動き」「市民からの働きかけ」「今後の水環境施策」は記入が少なく、自治体も議会も水環境行政は不活発という実態が浮かびあがった。また、回答がその自治体の実態を表していない傾向が少なからずみられた。設問が多岐にわたっていたため、回答作成担当者相互の連携が不十分な面があったと推測される。

各自自治体の地下水や水環境の保全への将来ビジョンは十分伺えなかった。ことに条例等を制定して地下水・湧水の保全に努めている自治体は、あきる野市・小金井市・東久留米市・日野市の 4 自治体のみであった。

今後の展望としては、条例制定を予定している自治体や、施策の面で何らかの努力を志向している自治体もあることから、個々の水環境実態把握と保全に乗り出そうとする萌芽は感じられた。

以上

「多摩の地下水を守る会」ホームページへ → [ここをクリック](#)